

(運用基準 様式3)

令和3年10月14日

国際局国際協力課

「令和3年度海外インフラビジネス展開におけるイノベーション事業創出支援業務委託」契約結果

令和3年度海外インフラビジネス展開におけるイノベーション事業創出支援業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和3年度海外インフラビジネス展開におけるイノベーション事業創出支援業務委託
- 2 委託内容 (1)現地課題の更新
(2)市内企業の技術を活用したイノベーション事業の創出支援
(3)イノベーション事業の実現に向けたパートナー候補の開拓と会議開催
(4)都市開発フォーラムの開催とオンラインビジネスマッチングの実施
(5)イノベーション事業のビジネスモデルの構築支援
(6)PR素材の制作
(7)他業務との連携
- 3 契約の相手方 日本工営株式会社
- 4 契約金額 ¥19,987,000
- 5 契約日 令和3年9月27日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
あずさ監査法人・日本テクノ共同企業体	211	3
株式会社エックス都市研究所	259	2
日本工営株式会社	292	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

- ・評価基準
別紙「提案書評価基準」参照
- ・委員会開催日時及び開催場所
令和3年8月2日(月)13時05分から16時25分
横浜市庁舎13階N05会議室
- ・評価委員の出席状況
委員5名中4名出席

8 問い合わせ先

横浜市国際局国際協力課 窪田、塚本 電話(045)671-4712

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

プロポーザルを特定するための評価項目は、表1のとおりです。

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、表1「提案書評価項目」を参照し、次のように評価を行う。
 - ア 「業務遂行にかかる内容」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、10点、15点とし、計55点の配点とする。
 - イ 「実施方針等にかかる内容」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、10点、15点とし、計40点の配点とする。
 - ウ 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」にかかる評価項目は、策定・取得していれば各1点とし、計6点の配点とする。

- (2) 各評価項目について、表2「評価の視点」を参照し、次のように評価を行う。
 - ア 「業務遂行にかかる内容」にかかる評価項目は、5項目とし、それぞれA、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
 - イ 「実施方針等にかかる内容」にかかる評価項目は、3項目とし、それぞれA、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
 - ウ 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」にかかる評価項目は、6項目とし、策定・取得していれば各1点加点とする。
 - エ 提案内容は、それぞれの配点に、換算した評価（ $A = 5 / 5$ 、 $B = 4 / 5$ 、 $C = 3 / 5$ 、 $D = 2 / 5$ 、 $E = 0 / 5$ とする。）を乗じて算出する。

- (3) 出席した評価委員の総合評価点数（101点満点）を合算した値の5割を最低基準点とし、評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。

- (4) 採点と同点の場合は、評価項目のうち、「業務遂行にかかる内容」のア、イ、ウ、エ、オの合計点が高い方の提案を第一順位とする。さらに同点の場合は、ア、イ、ウ、エ、オの項目の順で点数が高いほうの提案をプロポーザルの上位者とする。それでも決しない場合は評価委員長が第一順位を決定する。

(表1) 提案書評価項目

評価項目		配点	評価 (A～E)	評価の換 算式	評価点
提案者の能力・実施体制・経験等	業務遂行にかかる内容	55	—	—	—
	ア Y-PORTセンター専門家(現場責任者)の予定者は、海外での実務経験、知識を十分に有しているか。	15			
	イ Y-PORTセンター専門家(現場責任者を除く)の予定者は、海外での実務経験、知識を十分に有しているか。	10			
	ウ ビジネスモデル構築担当の予定者は、海外での実務経験、知識を十分に有しているか。	10			
	エ 業務実施体制は、市内企業や海外都市等からの幅広い分野にわたる協力要請や事業提案に対応できる体制になっているか。	10			
	オ 受託者の海外拠点や現地のビジネスパートナー、現地人材等の海外ネットワークを活用し、効率的・効果的な調査やマッチングを実施できる体制になっているか。	10			
業務内容に関する提案内容	実施方針等にかかる内容	40	—	—	—
	ア イノベーション事業のビジネスモデルの立案方針が適切で、かつ横展開によって事業規模の拡大が図れる手法が示されているか。また、実現性の裏付けとなる根拠が示されているか。	15			
	イ 具体的なパートナー候補が示されているか。また、パートナー候補の開拓や協議実現の裏付けとなる提案者独自のネットワークや経験等が提案されているか。	15			
	ウ 調査対象都市の選定は適切で、具体的な現地ニーズ調査方法が提案されているか。	10			
ワーク・ライフ・バランス等に関する取組	ワーク・ライフ・バランス等に関する取組	6	—	—	—
	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)	1			
	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満の場合のみ加算)	1			
	ウ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得(えるぼし)、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1			
	エ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1			
	オ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成(従業員43.5人以上の場合のみ加算)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満の場合のみ加算)	1			
	カ 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1			
総合評価		101	—	—	

(表 2) 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					
		A	B	C	D	E	
提案者の能力・実施体制・経験等	業務遂行にかかる内容	Y-PORT センター専門家(現場責任者)の予定者は、海外での実務経験、知識を十分に有しているか。	予定者は、本業務を遂行できる極めて豊富な実績等を有している。	予定者は、本業務を遂行できる豊富な実績等を有している。	妥当である。	予定者は、本業務の遂行に疑問がある。	予定者は、本業務の遂行に不適である又は該当しない。
		Y-PORT センター専門家の予定者(現場責任者を除く)は、海外での実務経験、知識を十分に有しているか。	予定者は、本業務を遂行できる極めて豊富な実績等を有している。	予定者は、本業務を遂行できる豊富な実績等を有している。	妥当である。	予定者は、本業務の遂行に疑問がある。	予定者は、本業務の遂行に不適である又は該当しない。
		ビジネスモデル構築担当の予定者は、海外での実務経験、知識を十分に有しているか。	予定者は、本業務を遂行できる極めて豊富な実績等を有している。	予定者は、本業務を遂行できる豊富な実績等を有している。	妥当である。	予定者は、本業務の遂行に疑問がある。	予定者は、本業務の遂行に不適である又は該当しない。
		業務実施体制は、市内企業や海外都市等からの幅広い分野にわたる協力要請や事業提案に対応できる体制になっているか。	実施体制が極めて優れている。	実施体制が優れている。	妥当である。	実施体制が一部不適切である。	妥当でない又は該当しない。
		受託者の海外拠点や現地のビジネスパートナー、現地人材等の海外ネットワークを活用し、効率的・効果的な調査やマッチングを実施できる体制になっているか。	海外ネットワークの活用が極めて期待できる。	海外ネットワークの活用が期待できる。	妥当である。	海外ネットワークの活用に関する疑問がある。	妥当でない又は該当しない。
業務内容に関する提案内容	実施方針等にかかる内容	イノベーション事業のビジネスモデルの立案方針が適切で、かつ横展開によって事業規模の拡大が図れる手法が示されているか。また、実現性の裏付けとなる根拠が示されているか。	立案方針及び具体的な手法が極めて優れている。	立案方針及び具体的な手法が優れている。	妥当である。	立案方針及び具体的な手法に関する疑問がある。	妥当でない又は該当しない。
		具体的なパートナー候補が示されているか。また、パートナー候補の開拓や協議実現の裏付けとなる提案者独自のネットワークや経験等が提案されているか。	パートナー候補の提案内容が極めて優れている。	パートナー候補の提案内容が優れている。	妥当である。	パートナー候補の提案内容に関する疑問がある。	妥当でない又は該当しない。

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
	調査対象都市の選定は適切で、具体的な現地ニーズ調査方法が提案されているか。	選定方針及び調査方法が極めて優れている。	選定方針及び調査方法が優れている。	妥当である。	選定方針及び調査方法に疑問がある。	妥当でない又は該当する記載がない。
ワーク・ライフ・バランス等に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	策定し、労働局に届け出ている。				該当する記載がない。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満の場合のみ加算）	策定し、労働局に届け出ている。				該当する記載がない。
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得（えるぼし）、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	いずれか1つ以上を取得している、又は認定されている。				該当する記載がない。
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	認定されている。				該当する記載がない。
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成（従業員 43.5 人以上の場合のみ加算）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満の場合のみ加算）	達成している、又は障害者を 1 人以上雇用している。				該当する記載がない。
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証	認定若しくは認証を受けている。				該当する記載がない。